

特別区民税減免処理要綱

平成3年6月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づく特別区民税の減免の取り扱いについて、基準細目等を定め、運用の公正を期することを目的とする。

(減免対象税額)

第2条 減免は、当該年度（減免事由に該当することとなった日の属する年度をいう。ただし、その年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、その年度及びその年度の翌年度をいう。以下同じ。）の課税額のうち、その減免事由が発生した、若しくは発生したと認められる日以降に納期の到来する税額を、対象とする。ただし、既に納付した税額は対象としない。

(条例第36条第1項第1号に係る減免額)

第3条 条例第36条第1項第1号の「生活保護法の規定による保護を受ける者」に該当し、必要があると認める者に対し、次の各号に示す額を限度として減免することができる。

- (1) 税課期日後に生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった納税義務者については、減免対象税額の全額とする。
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける納税義務者については、減免対象税額の2分の1とする。

(条例第36条第1項第2号又は第3号に係る減免額)

第4条 条例第36条第1項第2号又は第3号に規定する者は、次の各号に掲げるものとし、別表に示す額を限度として、減免することができる。

- (1) 解雇、倒産等により所得が皆無となり、以後働くことが困難であり、財産も無い者
- (2) 障害者となったため働くことが困難であって、財産も無い者
- (3) 納税義務者の死亡により、生計を維持することが困難となった納税承継人
- (4) 疾病、傷害等により働くことが困難であって、財産も無い者
- (5) 高額の医療費支出により、生計を維持することが困難となった者
- (6) 火災、風水害その他の災害により、住宅又は家財につきその価格の10分の3以上の損害を受けた前年合計所得が1,000万円以下である者
- (7) 大火、台風、地震その他の広範囲にわたる災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害をいう。以下同じ。）により、死亡した者又は地方税法（昭和25年法律第226号）

第292条第1項第10号に規定する障害者となった者

(8) 大火、台風、地震その他の広範囲にわたる災害により、罹(り)災證明書の交付を受け、罹災證明書に記載された損害の程度が半壊以上であり、かつ、前年合計所得が1,000万円以下である者

2 前項第6号及び第8号において、減免事由に該当することとなった日の属する年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、同項第6号及び第8号中「前年合計所得」とあるのは、「災害が発生した日の属する年の前々年の合計所得」と読み替えて適用する。

(条例第36条第2項ただし書における取り扱い)

第5条 条例第36条第2項ただし書に規定する場合とは、大火、台風、地震その他の広範囲にわたる災害により、世田谷区から罹災證明書の交付を受け、半壊以上の損害を受けた場合であって、かつ、本人が、罹災證明書の情報を特別区民税の減免事由に該当することの確認等のため利用することについて同意した場合とする。

(決定と通知)

第6条 減免の申請書を受理した場合は、速やかに減免の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(減免の取消)

第7条 減免した後、申請者の申請に虚偽等の不正行為があったことが判明した場合は、当該減免処分を取消すことができる。

2 減免した後、その減免の理由が消滅し、かつ、公益上その効力を存在せしめ得ない場合には、既に行った減免のうち、納期末到来部分については取消すことができる。

3 前2項の規定により減免を取消す場合には、あらかじめ減免を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしない時は、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

2 第2条ただし書きの規定にかかわらず、令和元年10月12日から令和2年5月31日までの期間においては、令和元年台風19号の強風又は豪雨により罹災した者に限り、罹災前に納付した税額においても減免の対象とするものとする。

3 第2条ただし書きの規定にかかわらず、大火、台風、地震その他の広範囲にわたる災害により罹災した者に限り、罹災前に納付した税額においても減免の対象とするものとする。

附 則 (平成7年2月20日)

この要綱は、平成7年2月20日から施行する。

附 則（平成15年6月1日）

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日31世納第588号）

この要綱は、令和2年3月4日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

附 則（令和6年6月4日6世納第135号）

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別表1 第4条(1)に該当する者についての減免限度額表

該当条件	減免限度額
収入等見込み額が基準生計費以下	減免対象額の全額
収入等見込み額が基準生計費の1.15倍以下	減免対象額の2分の1

(1) 収入等見込み額とは、減免事由の発生した月から起算して12月を経過するまでの期間における収入等の見込み合計額をいう。

(2) 基準生計費とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1に規定する生活扶助における第1類の表及び第2類の表に定める額、別表第2に規定する教育扶助並びに別表第3に規定する住宅扶助の金額を年間合計金額に換算した額をいう。

別表2 第4条(2)から(5)に該当する者についての減免限度額表

該当条件	減免限度額
収入見込み額から減免判断控除額を減じた額が基準生計費以下	減免対象額の全額
収入見込み額から減免判断控除額を減じた額が基準生計費の1.15倍以下	減免対象額の2分の1

(1) 収入等見込み額とは、減免事由の発生した月から起算して12月を経過するまでの期間における収入等の見込み合計額をいう。

(2) 減免判断控除額とは、次に示すものをいう。

ア 第4条(2)については、次の算式による額

当該年度住民税の基礎控除額×10+地方税法第292条第1項第8号及び第9号に掲げる控除対象配偶者及び扶養家族に係る扶養控除額

イ 第4条(3)については、次の算式による額

当該年度住民税の基礎控除額×10+被相続人に係る地方税法第292条第1項第8号及び第9号に掲げる控除対象配偶者及び扶養家族に係る扶養控除額

ウ 第4条(4)と(5)については、高額医療出費より保険金等で補填された額を除いた額

(3) 基準生計費とは、生活保護法による保護の基準別表第1に規定する生活扶助における第1類の表及び第2類の表に定める額、並びに教育扶助及び住宅扶助の金額を年間合計金額に換算した額をいう。

別表3 第4条(6)に該当する者についての減免限度額表

前年合計所得金額	損害額が住宅又は家財の価格の3割以上5割未満の場合の減免限度額	損害額が住宅又は家財の価格の5割以上の場合の減免限度額
500万円以下	減免対象額の2分の1	減免対象額の全額
500万円を超える750万円以下	減免対象額の4分の1	減免対象額の2分の1
750万円を超える1,000万円以下	減免対象額の8分の1	減免対象額の4分の1

(1) 損害額は、損害の生じた日の時価により計算し、保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。

(2) 損害額の割合を確認し難い場合の具体的算定にあたっては、次の基準によるものとし、なお実情を勘案してその程度を認定する。

ア 「3割以上5割未満」に該当する場合

羽目板、壁、屋根等の3割以上を滅失もしくは損壊するに至った時

イ 「5割以上」に該当する場合

建物が傾斜した時、羽目板、壁、屋根等の5割以上を滅失もしくは損壊するに至った時、または床上浸水を被った時

(3) なお、この第4条(6)による減免は、原則として個々の納税義務者について生じた個々の災害の場合に適用するものとする。

別表4 第4条(7)に該当する者についての減免限度額表

該当条件	減免限度額
死亡した者	減免対象額の全額
地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者となった者	減免対象額の10分の9

別表5 第4条(8)に該当する者についての減免限度額表

前年合計所得金額	罹災証明書に記載された損害の程度が半壊以上大規模半壊以下の場合の減免限度額	罹災証明書に記載された損害の程度が全壊の場合の減免限度額
500万円以下	減免対象額の2分の1	減免対象額の全額
500万円を超える750万円以下	減免対象額の4分の1	減免対象額の2分の1
750万円を超える1,000万円以下	減免対象額の8分の1	減免対象額の4分の1